

中建審が標準労務費勧告

当事者は責任ある行動を

全工事契約で運用

改正建設業法で規定する「労務費に関する基準（標準労務費）」の運用が始まった。中央建設業審議会（中建審）が2日の総会を経て、標準労務費の基本的な考え方をまとめた文書を同日付で勧告した。12日には改正業法が全面施行となり、著しく低い労務費の見積もり・契約規制と総価でのダンピング規制が効力を持つ。公共工事と民間工事を問わず、受発注者間や元下間など建設工事のすべての取引段階の請負契約で、標準労務費をベースとした価格交渉が必要だ。

2面に関連記事

標準労務費の勧告文書の主な内容

（国交省資料から）

標準労務費の位置付け		契約当事者間の価格交渉で参照できる「適正な労務費」の相場観となり、行政の指導・監督にも活用する
適正な労務費の水準		技能者の賃金水準を他産業並み以上にすることを旨とし、設計労務単価を計算の基礎とした水準とする
個別契約に適用する際の留意点		設計労務単価を下回る単価設定はしない。施工条件などに照らし責任を持って施工できる歩掛かりを設定
職種・分野別の基準値（具体値）	位置付け	実際の価格交渉で適正な労務費を円滑に確保するため具体値を定め、個別の契約では補正して運用する
	定め方	設計労務単価と直轄工事の歩掛かりで算出し、前提となる作業内容や施工条件、補正の際の留意点を併記
	決定手続き	中建審の標準労務費WGに報告、意見を聞いた上で国交省が具体値を決定・改定、公表する
実効性確保策	契約段階	必要経費の整理、労務費内訳明示の見積書普及、自主宣言制度の運用、建設Gメンの指導・監督
	支払い段階	コミットメント制度の運用、技能者通報制度の運用、悪質事業者の見える化
	公共工事の上乗せ	労務費ダンピング調査の導入、直轄工事での労務費・賃金実態把握の試行実施

勧告文書には標準労務費の目的や設定方法、個別契約への適用方法などを明記した。鉄筋や型枠など工種別の具体的な数値は勧告対象にしない。具体値は職種・分野ごとの関係団体で調整が整った工種から順次、1トや1平方メートルなどの「単

位施工量当たりの労務費」の形で国土交通省が決定、公表する。標準労務費は、改正業法で導入する技能者の処遇改善に向けた新たなルールの核となる。勧告文書では「建設工事の取引に関わるすべての当事者がパートナ

ーシップに基づき、それぞれの立場で担うべき役割を果たすとともに、責任ある行動を取るよう求められる」と強調する。発注者を含む注文者には、価格交渉の場面で受注者からの見積もりを尊重し、労務費や必要経費が適

正に確保された額で契約する商慣行の定着を期待。受

注者が見積書を作成しやすい環境を整えるため、見積期間の十分な確保や精度の高い設計図書の提示を要請する。

受注者には労務費・賃金を「もろったら払う」という受け身の姿勢を改め、「払うためにもらう」という主体的な姿勢への行動変容を期待する。建設工事の需要に対し供給が滞らないようとする観点で、労務費や必要経費の適正な確保を前提としつつ、総額としての建設コストの上昇を抑える努力も必要と指摘。建設業界には生産性向上に加え、非効率性が指摘される過度な重層下請構造の解消に「自律的に取り組むことを期待したい」としている。

国交省

標準約款に規定、活用へ

コミットメントや契約変更協議

国土交通省は、改正建設業法の全面施行を踏まえた建設工事標準請負契約約款（標準約款）の改定内容を提示した。「労務費に関する基準（標準労務費）」の実効性確保策の一つとして、契約当事者間で労務費・賃金の支払いに関する約束や情報開示を行う「コミットメント」条項を新設する。改正業法で契約変更協議の円滑化ルールを規定したことを踏まえ、契約変更の請求・申し出や誠実協議に関する規定を追加。契約変更で物価変動の内容を考慮し、適切な価格転嫁を図る必要があることも明確化する。

Ⅱ 1面参照

2日に開かれた中央建設業審議会（中建審）総会で説明した。標準約款は公共工事と民間工事、下請契約のそれぞれに合わせた「契

式で記載し、すべての契約当事者に適切な対応を求める。

コミットメントは任意で利用できる選択条項とし、適正な賃金・労務費を直用の技能者や直接の下請に支払うことを受注者が注文者に約束する。さらに注文者は適正な支払いに関する情報開示を受注者に請求できる。情報開示は賃金支払いの誓約書や下請契約書の写しの提出で対応する。

契 約 当 事 者 間 で 可 能 な 範 囲 から コミットメントを導入してもらうため、約束する内容のレベルに合わせて条文を「A」と「B」の二

つに分けた。「A」は重層的な下請構造の中でも労務費の行き渡りを確保するため、受注者の下請にもコミットメントを導入することなどを約束する。下請契約の各段階に連鎖する形でコミットメントが導入され、重層構造全体で行き渡りが担保される仕組みとなる。あく

まで「A」を基本としつつ、個々の契約段階で個別にコミットメントを導入する「B」を用意し、どちらかの活用を推奨する。

契約変更協議の規定は改正業法の2024年12月施行分で請負代金などの「変更方法」を契約書の法定記載事項と明確化したことなどを踏まえ追加する。契約変更を請求できるケースとして資材の価格高騰や主要な資材の供給減少などを明記。注文者や受注者は、それぞれの相手に契約変更の協議を求めることができ、申し出を受けた場合は誠実に応じるよう努めるよう規定する。

定する。条文の読み方によつては物価下落局面などにも適用できる規定となっている。

これ以外に公共約款の一部規定も見直す。国と県など発注機関が異なる工事間で調整が必要な場合、発注者が主導して他機関と調整に当たる規定を設ける。請負代金の変更で受発注者間の協議が整わないケースもあることを踏まえ、それを理由に発注者として不利益が扱いはしないことや、そもそも協議で受注者の意見を考慮することを明確化する。